

# 清掃特記仕様

No.1

1. 特別清掃等作業仕様
(1) ガラス清掃(高所作業・ブランコ含む)
① ストリップにてガラス面の汚れを落とす(中性洗剤)
② スクイジーにて汚水除去
③ ウェスにてサッシ・窓枠の水気を取る
(2) ブラインド清掃
① スラット前面の除塵
② 中性洗剤にて両面クリーニング
③ ウエティクスにて再度拭き上げ
④ 乾いた布で拭き上げ
(3) 繊維床(タイルカーペット)洗浄清掃(2ステップ方式)
① アップライトにて除塵
② 前処理剤散布
③ ポリッシャーにてシャンピング
④ 高温高圧スチームにて洗浄同時バキューム
⑤ 目立て作業
(4) 弾性床 洗浄ワックス清掃
① 床面をバキュームにて除塵
② ポリッシャーにて床面洗浄(中性洗剤)
③ 汚水をバキュームにて吸水
④ モップにて床面拭き上げ
⑤ 床面をブロワーにて乾燥
⑥ ワックス塗装
⑦ ブロワーにて乾燥仕上げ
(5) トイレ換気扇清掃
① 換気扇カバーの埃の除去
2. 回収ごみの処理
環境センターによる回収時間は、月水金の朝7時30分のため回収場所へのごみ出しは 厳しいと思われる。海側1階の外に仮置き場所があるので、ポリ容器等に保管しごみの 量に応じて、週1～2回環境センターへ搬入すること。 (搬入用の車両、保管用のポリ容器、指定ゴミ袋等は受託者において用意すること)

No.2

3. 清掃作業上の注意
① 図書館であるということを深く認識し、利用者がいる時間帯には音の出る作業等は行わないこと。
② 閲覧室の机等の拭き掃除については、極力朝の開館前8時30分～9時の間に済ませること。
③ 床磨き等音の出る作業や、利用者に迷惑がかかると思われる作業については休館日(毎週月曜日、年末等)に実施すること。
④ 休館日や開館前、閉館後はセキュリティー(セコム)対策を講じているので、この時間に作業を行う場合は事前に申し出ること。
⑤ 清掃業務仕様書「作業頻度」に基づき各箇所を定期的に清掃するが、著しい汚れが発生し、清掃する必要があると委託者が判断した場合は、受託者に対して随時清掃を依頼することができる。この場合、受託者はその清掃が特殊なものを除き、本契約の中に含まれるものとして、誠意をもってこれを処理するものとする。
4. 必要な機器、消耗機材、消耗品等の準備
本業務を実施するにおいて、必要な機器、消耗機材、消耗品等は受託者の負担において準備し、使用または配置するものとする。
① 繊維床洗浄清掃の際使用する機器、薬剤、消耗品等
② 弾性床洗浄の際使用する機器、薬剤、消耗品等
③ 一般清掃の際に使用する清掃用具、薬剤、消耗品等(毎日使用する熱海市指定ごみ袋含む)
④ ガラス清掃の際に使用する機器材、薬剤、消耗品等
⑤ 屋上清掃の際に使用する機器材、薬剤、消耗品等
⑥ 排出ごみ等を環境センターへ運搬する際の車両、燃料等(保管用ポリ容器、ビニール袋等含む)
⑦ 3F～5Fトイレ備付け用 トイレtpーパー 年間1,800巻
⑧ 3F～5F給湯室・トイレ備付け 手洗い用洗剤 年間20個 薬用ミューズ又は同等品
⑨ その他、本契約で指定された清掃を実施するために必要となる機材、消耗品等は受託者の負担において用意するものとする。